



鳥取県公報

平成14年10月18日(金)
号外第146号

毎週火・金曜日発行

目 次

調達公告 公募型指名競争入札の実施(管理課)..... 1

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 9・6・1号布勢運動公園公園整備工事(1工区)
- (2) 工事場所 鳥取市布勢
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、布勢総合運動公園陸上競技場の改修工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

- 全天候舗装工 A = 13,145㎡
- 表層アスファルト舗装工 A = 12,382㎡
- 上層路盤工 A = 5,904㎡
- 下層路盤工 A = 693㎡
- 競技設備一式

- (5) 工 期 平成14年12月から平成15年8月30日まで
- (6) 予定価格 550,617,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、ほ装工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年10月18日（金）から同月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 次の技術者を有していること。

常勤の正社員であり、かつ、舗装施工管理技術者の登録（共同企業体の代表者にあっては、1級に係るものに限る。）を受けている者であって、アスファルト合材の品質管理を行うことができる者 1名以上

カ 次の作業を有していること。

常勤の正社員であって、アスファルトフィニッシャーを操作できる者、マカダムローラーを操作できる者、タイヤローラーを操作できる者及びブレーキマン（舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。） 各1名以上

（アスファルトフィニッシャーを操作できる者は、他の機械を操作できる者と兼ねることができる。）

キ 次の舗装用機械を備えていること。

自己が保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する次の表に掲げる機械

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

ク 表層工、基層工及び上層路盤工（特殊工法部分、路面切削、側溝及び街きよを除く。）を下請け業者の施工によらずに自ら施工できること。

ケ 平成14年8月23日付鳥取県公報第7411号により公告した9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（1工区）に係る公募型指名競争入札に共同企業体の代表者として参加した者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している財団法人日本陸上競技連盟が定める第1種又は第2種の公認陸上競技場に係る全天候舗装工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) ほ装工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる監理技術者に加え、ウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、ほ装工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載されたほ装工事における総合点数が980点以上であること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、ほ装工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) ウの(イ)に掲げる基準

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年10月18日(金)から同月28日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年10月18日(金)から同月28日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県ひの総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。